

指定申請に係る現地確認の内容について（総合事業）

以下の内容を確認いたします。原本が用意されていない等、適切に確認ができない場合は、希望されている指定日に指定することができませんのであらかじめ御了承ください。

1 対象サービス

通所型サービス

現地確認を必ず実施します。

訪問型サービス

必要に応じて実施しますが、実施しない場合については、事務所内の写真を確認することで現地確認の代わりとしますので、事務所内の写真を持参するようお願いします。

なお、確認に当たっては、必ず代表者、管理者等、事業内容を把握し、決定権限を持つ方がお越しいたきますようお願いいたします。

2 面接

原則、管理者及びサービス提供責任者、訪問事業責任者について実施します。

3 採用の確認

全従業者の採用状況を雇用契約書（原本）で確認します。

※原本確認を原則としますが、原本の提示が困難である場合は、法人印のある「原本証明」がされていれば、写しでも可とします。

4 提出書類の原本確認

以下の書類の原本を確認します。

- 資格証
- 検査済証（建物、昇降機、消防設備） ※通所系サービスに限る
- バリアフリー条例の適合証 ※通所型サービスに限る

※原本確認を原則としますが、原本の提示が困難である場合は、法人印のある「原本証明」がされていれば、写しでも可とします。

5 建物の構造及び必要となる面積の確認（※通所型サービスに限る）

提出された図面どおりの建物であるかを確認し、面積基準のある設備（食堂及び機能訓練室等）については、求積図に基づき必要となる面積があるかを確認します。申請者で求積図と同じ長さがあることを当日メジャーで実測して、間違いのないことを示してください。（必要に応じて、京都市が計測します。）

6 重要事項説明書及びマニュアル関係

- 重要事項説明書
 - サービス提供マニュアル
 - 非常災害対策マニュアル（※通所型サービスに限る）
 - 苦情処理対応マニュアル
 - 緊急時対応マニュアル
 - 事故防止・事故発生対応マニュアル（個人情報保護漏えい対応を含む。）
 - 衛生管理・感染症対策マニュアル
- ※ 詳細は「指定時に確認する重要事項説明書及びマニュアルについて（総合事業）」を参照してください。

7 報酬の請求方法

報酬の請求方法について不明な場合は、以下に相談してください。

相談先名称：京都府国民健康保険団体連合会

連絡先：Tel 3 5 4 - 9 0 5 0 fax 3 5 4 - 9 0 5 5

所在地：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON 烏丸内